

事業所が健康保険組合から脱退するとき

事業所が大阪港湾健康保険組合から脱退される場合は、手続きなどが必要となりますので、下記の書類の提出をお願いします。

なお、状況に応じて提出書類などが変わる場合がありますので、事前に健康保険組合までご連絡ください。

— 提出書類 —

提出書類名	部数	補足事項
事業所脱退届	2部	
健康保険法第25条第1項の規程による 事業主同意書	2部	
健康保険法第25条第1項の規程による 被保険者の同意書	2部	
同意書	1部	
脱退申立書	2部	様式は任意ですが、 脱退日と脱退理由をご記入ください